

よさこい

1 2005
January
平成17年
第11号



CONTENTS

もくじ

■巻頭言	1
高知産業保健推進センター所長 鈴木秀吉	
■ご挨拶	2
高知労働局長 菅谷 富男	
■騒音測定のすすめ	3
高知産業保健推進センター相談員 門田 義彦	
■事業者から見た健康診断の事後措置	6
高知産業保健推進センター相談員 坪崎 英治	
■産業看護の現場から	8
全国土木建築国民健康保険組合四国事務所 保健師 山崎 恵子	
■中村地域センターだより	10
中村地域産業保健センター コーディネーター 松田 夕萬治	
■産業保健活動のご紹介	11
高知県産業保健研究会	
■海外赴任者の感染症の予防	12
高知県衛生研究所	
■事業所の産業保健活動紹介	14
(株)大陽四國セミテック	
■行政情報 技術革新と労働に関する実態調査結果	16
厚生労働省	
■トピックス	18
産業安全衛生大会開催される	
■お知らせ	19
高知労働局雇用均等室よりお知らせ 厚生労働大臣表彰 母性健康管理研修会のご案内	
■産業保健セミナーのご案内	20
■産業医学研修会のご案内	22
■地域産業保健センターのご案内	23
■助成金のご案内	24
■編集後記	25

巻頭言

産業保健の原点を考える



高知産業保健推進センター所長
鈴木 秀吉

産業活動を支えて働く人々の健康を守り、さらによりよい健康を目指した健康のレベルアップ、健康増進を図ることが産業保健の目的である。

産業保健は働くことによって生じる健康障害の予防が第一の目標である。これは人間の働きを必要としている限り、また事業活動がある限り、経済の好・不況を問わず変わらない。働く人々の健康に影響する第一の要因は働く場の条件である。人間が心身共に盛んに活動する時間帯は労働に従事している時である。生活時間の大部分を占めるが、この心身が活発なときこそ心身は良きにつけ悪きにつけ場の諸々の条件の影響を最も強く受ける。

働いている時は就寝中や休息の時に比べて呼吸量は多く、酸素を沢山吸収する。もし吸い込む空気の中に有害物が含まれていればそれも区別なく吸収する。たとえ微量であっても、長期に及べば活力を生むはずの呼吸が慢性的健康障害をもたらすことになる。自覚されるほどの高濃度は論外である。

特殊な場合を除いてあらゆる仕事に目視が必要である。目視の対象となる物の見やすさは明るさ、陰影、まぶしさ等の照明要因が著しく影響する。まず目視によって仕事が始まり、目視による仕事の継続、目視による安全の確保、目視による品質管理等々と欠けることがなく、事務的作業やVDT作業や機械作業等仕事の種類を問わず目の疲労は自覚的にはおおそ症状の第一位である。目視を行う人間の視力が低い等の視覚器の機能が矯正されることなく悪いままでは基本的に仕事の継続は困難であり、これも論外である。

従業員たる者は上司の指示・命令に従い、与えられた作業環境と作業条件の中で作業を遂行する。指示・命令に対して生身の人間はそこで感じたり、考えたりする。新たな学習の絶好の機会であり、また疑問や反発が生じる機会ともなる。この悩みと葛藤を克服し、将来を見据えた生き甲斐を見いだすことができるか、また諦めて別の生き甲斐を見つけ出すか、あるいはバーンアウト（燃え尽き）となるかは働く個人にとっても、また企業にとっても重大事である。最近約10年の産業界の技術革新は著しく、中高年、特に高年は、若年に比べて不利な条件にありながら、落後することなく適応するため新しい知識や技術を学習する努力が求められている。また自律性が高まる一方で責任も大きくなり、締め切りの時間的切迫も生じる事態となっている。仕事量が多すぎることも絡んで時間的切迫は長時間労働や過労を生む条件である。また配置転換や失職の可能性も現実の問題となっている。これらは情報の伝達と共有等コミュニケーションのあり方や情報公開や作業支援制度等の状況と絡んでうつ病や自殺者が生まれる心理的ストレス要因となっている。

産業を支え、個々の企業活動を支えているのは、色々な社会的背景をかかえながら、それぞれの職場で頑張っている個々の人間である。その人々が健康で生き甲斐を持って能力を精一杯発揮して元気よく働くことができるよう働く場の条件をより良くすること、すなわち心身に障害を生じさせる可能性がある作業環境条件と労働負担や疲労や心理的ストレスに係る作業条件をより良くすることが産業保健の基本的課題である。



ご挨拶

高知労働局長
菅谷 富男



9月1日付けで高知労働局長を拜命いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

高知産業保健推進センターをはじめ、事業主、産業医、保健師、看護師、衛生管理者等の皆様方には、日頃より労働行政の推進、特に働く人々の健康の確保につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康を取り巻く状況をみますと、一般定期健康診断における有所見率は、年々増加傾向にあり、最近では半数近くに至っています。健診項目別には、「血压」、「肝機能」、「血糖」など生活習慣と関連が深い項目で有所見率が高くなっており、健康診断の実施はもとより、保健指導を始め適切な事後措置を徹底することが極めて重要となっています。また、最近の厳しい経済情勢の中で、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が年々増加しているほか、過重労働による健康障害が社会的な関心を集めています。

このため、高知労働局におきましては、健康診断の実施とその事後措置の徹底、過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策の推進など、労働者の健康の確保を行政の重点事項として展開しているところであります。同時に、昨年度から実施いたしました「第10次労働災害防止計画」において、特に、先ほど申し上げました「過重労働による健康障害の防止」並びに「職場におけるメンタルヘルス対策」を新しい目標として掲げているところであります。

高知産業保健推進センターは、平成13年6月に関係者の多大な御尽力のもとに開所され、各地域産業保健センターとあいまって、産業保健の拠点として、その役割がますます重要となっているところであります。

高知労働局では、働く人々の健康確保を労働基準行政の重点項目として位置づけているところであり、引き続き高知産業保健推進センターとの連携を図りつつ、職業性疾病対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

皆様方におかれましても、健康で安心して働くことのできる職場の形成を目指して、それぞれの事業場における産業保健活動の一層の充実を図っていただくよう、お願いいたします。

最後になりましたが、高知産業保健推進センターの今後のますますのご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

騒音測定のおすすめ



高知産業保健推進センター相談員
門田 義彦

あなたの職場には、うるさくて会話が困難な場所はありませんか?そのような職場では騒音性難聴が発生するおそれがあります。

騒音性難聴を防ぐには「職場騒音の管理」と「聴力の管理」がきわめて重要になります。本稿では「職場騒音の管理」に欠かせない「作業環境測定」について述べます。当センターは、普通騒音計（1/3オクターブ分析器付）NA-27Aを保有しており、これを利用すれば職場の騒音を測定することができます。

1. 騒音の影響

職場で85dB以上の騒音に長年さらされると、個人差はありますが遅かれ早かれ騒音性難聴になります。騒音性難聴の特徴は、まず、初期の段階では通常会話するよりも高い周波数（4000Hz付近）での聴力が減退することがあげられます。このため初期には会話に支障がないため本人が気づくのが遅くなります。つぎに、治療が困難であることがあげられます。家族からテレビの音が大きすぎるとよく言われる、電話の音が聞き取りにくくなるなど、騒音性難聴が進行してしまうと聴力を回復するのが困難になってしまいます。騒音に常時さらされていると騒音性難聴の他に、耳鳴り、精神疲労、集中力減退やストレスに伴う身体への影響があらわれます。このため仕事の生産性が著しく低下したり、安全確認がおろそかになって重大な事故につながってしまいかねません。

2. 作業環境測定とは

騒音による健康障害を防止するためには、作業者への騒音暴露を少なくすることが必要です。そのためには、まず作業場の騒音レベルを正確に知る必要があります。このための測定を作業環境測

定と呼んでいます。

労働安全規則第590条では、第588条に規定する著しい騒音を発する8つの屋内作業について、6ヶ月に1回の定期的騒音作業環境測定を義務づけています。

さらに「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年基発546号）では、規則のほかに52の作業場(別表2)を列挙して作業環境測定をすることが望ましいとしています。

これらのほかにも騒音レベルが大きくなる作業場は数多くあります。騒音管理のために80dB以上の職場では定期（6ヶ月）に騒音を測定することが望ましいです。なお音圧レベルの目安はだいたい図に示したような状況です。会話がしにくいなど該当すると思われる職場があれば、職場の騒音状況を測定して確認することをおすすめします。

音圧レベルの目安



3.騒音の作業環境測定の方法

1) 等価騒音

作業場内の騒音は時間とともに激しく変化しているのが普通です。そのため、作業環境測定は騒音の大きさについて瞬間値を測るのではなく、10分間の等価騒音レベル (LAeq) を測定します。この等価騒音レベルは変動している騒音レベルを一定時間内のエネルギー平均値として表した値で、人間の生理・心理的反応とよく対応することが知られています。

当センター保有のNA-27Aでは、パネルのSETUPキーを押してMESUREMODEをLEQ、LEQ TIMEを10minにそれぞれ設定し、START/STOPキーを押せば、等価騒音レベル (LAeq,10min)を自動的に測定し演算することができます。さらに詳細な設定操作については相談員におたずねください。

2) A測定とB測定

騒音作業環境測定では作業場の平均的な騒音の程度を求めるA測定と、作業者がどの程度の大きな音に暴露されているかを知るためのB測定とを実施します。

A測定は、単位作業場所(作業場の区域のうち騒音状況や労働者の行動範囲によって決めた測定対

象の範囲)を、縦横方向それぞれ6m未満の幅で(縦横は同一の幅でなくてよい)区切った交点で騒音を測定します。設備などで作業者の立ち入らない交点の測定は省きますが、少なくとも交点は5点以上とるようにします。このとき、騒音計の高さは1.2～1.5mで、マイクロホンの向きは原則として上向きとします。

A測定ほかに、音源に近接して作業が行われる場所で、もっとも騒音が大きくなる時間にB測定を実施します。

3) 測定結果の評価

A測定で得られた騒音測定結果のうち、80dB(A)以上の測定値を算術平均したものと、B測定の結果から、作業場を表に示す3段階の管理区分に評価します。

ここで、第Ⅰ管理区分は作業環境管理がおおむね適切、第Ⅱ管理区分とはなお改善の余地がある、第Ⅲ管理区分とは適切ではないと判断される状態です。

		B 測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A 測定 平均 値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考1「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること
備考2「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと
備考3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと



4.騒音測定結果に基づく措置

騒音の作業環境測定の評価結果に基づいて、以下の措置をとるようにしてください。

第Ⅰ管理区分と評価された場所については、難聴になる危険はそれほど大きくないと考えられます。現状の騒音環境の維持に努めるようにしてください。

第Ⅱ管理区分と評価された場所では、騒音評価が第Ⅱ管理区分であることを白線などで明示します。

また第Ⅰ管理区分となるように設備や作業方法の改善に努めてください。さらに作業者は耳栓やイヤーマフなどの防音保護具を必要に応じて着用するようにします。

第Ⅲ管理区分と評価された場所では、騒音評価が第Ⅲ管理区分であることを白線などで明示します。また第Ⅰ管理区分や第Ⅱ管理区分となるよう設備や作業方法を改善する必要があります。さらに作業者がこの場所で仕事をするときは、耳栓やイヤーマフなどの防音保護具を必ず着用するようにしてください。そのために保護具着用の表示をしなければなりません。

5.その他

騒音作業場に従事する作業者については、雇入時や定期に聴覚検査を含む健康診断が必要となります。

ます。

また、騒音に関する安全衛生教育を実施してください。教育は事業所内における騒音障害防止対策に係わるものですから、騒音作業に従事する人だけでなく、管理監督者や騒音発生源の機械設備担当者に対しても実施することが望ましいです。

終わりに

騒音性難聴は初期では気づきにくく、治療することが困難です。職場の中で会話するのが難しいなど騒音が著しいければ、当センターの相談員への相談や作業環境測定機関への測定依頼をするなど、早期に騒音対策を実施するようにして下さい。

(門田労働衛生コンサルタント事務所所長)

ホームページをリニューアルしました

URL及びメールアドレスが以下のとおり変更になりました。

(旧アドレスは1月末日に閉鎖します。)

URL <http://www.kochisanpo.jp/>

E-mail info@kochisanpo.jp

新機能!!

Web上から研修会の申込、図書・ビデオ・機器の予約が1月から可能となります。



事業者から見た 健康診断の事後措置



高知産業保健推進センター相談員
坪崎 英治

現在日本には人間ドックを初めとして多種多様な健康診断があり、健康で元気な社会生活のためにはこれらを活用することが必要であり、強く望まれます。この中で国が労働者の健康を守るため費用を大部分補助してまで実施を命じている健康診断があります。注意を要するのはこれらの健診は単に実施をしてしまえばそれで終わりという性格のものではなく、事後になかなか複雑な処理を事業者が強いております。ここに出来るだけ判かりやすく説明してみたいと思います。なお今回は有害業務従事者に対する特殊健康診断に関する説明は別の機会にゆずり、一般健康診断を実施したあとの事後処理について、事業者の責務を説明してゆきます。

一般健康診断の種類

健康診断としては四種の主なものと、これ以外に結核健康診断と給食従業員の検便にかかわるものがあります。いずれも労働安全衛生法（以下「法」という。）で定められており、強制、罰則つきです。

定期健康診断：労働者は一年に一回かならず受ける必要があります。平成11年には検査項目が従来より増えました。さらに13年には二次健康診断等給付も設けられました。

雇入時健康診断：内容は定期健康診断とほぼ共通です。

配置換え時の健康診断：有害業務に配置換えのとき実施し、内容は定期と同じです。

海外派遣労働者の健康診断：6ヶ月以上派遣する時には、その前後に定期項目と医師が必要と判断する追加項目を検査します。

健康診断の目的

健康診断の目的は当然のことと言いながら受診者本人の健康状態を調べ、病気の早期発見早期治療をおこなうとともに、本人の生活状況、家族歴、既病歴などから今後発病しやすい病気の危険因子を見付け発症予防の指導ならびに経過観察を行うことにあります。また健診が職場単位で行われますから、作業環境と関連のありそうな共通した健康障害が出ていないか検討することも大事だとおもいます

ともかく平成8年頃から次々と出されるあまたの労働衛生施策と、その実施状況に関する労働局の監督指導の強化ぶりは従来の概念の一掃を迫るほどであります。この社会的背景には勿論世界に類例のない速さで進行するわが国の少子高齢化社会があり、その当然の結果として就労可能年齢の人口の著しい減少にともなう高齢労働者の増加にあります。人は加齢とともに多病になりますが、最近の健康診断の結果では平均でも四割を超す労働者になんらかの異常所見が認められています。労働者の健康を守り、労働力の損耗を防ぐことはいまや最も重要な課題となっています。

健康診断の事後措置 第一段階

事業者は所属する労働者に対し健康診断を実施し、健診を実施した医師は項目ごとにまずそれぞれ無所見か有所見か判断します。ついで有所見の場合には病名診断をし、かつそれが医療上の措置不要つまり放置可か、要観察か、要医療かの三種の診断区分をつけ、さらに必要な場合、生活改善に関する指導や紹介状も添付し報告書を作成します。事



業者は受け取ったのち、速やかに労働者本人に通知しなければなりません。また精密検査や治療を必要と判定された者に対し、スムーズに医療機関を受診できるように業務上での配慮や支援を与えねばなりません。さらに50人以上の規模の企業は健康診断の結果を労働基準監督署に報告する必要があります。さてここまでが第一段階で、従来はこれで良かったのです。

健康診断の事後措置 第二段階

さて、第一段階で要観察あるいは要医療と診断区分された労働者をそのままこれまでと同じように働いてもらって良いのが問題になります。今後の就業形態をどうするかについてはこれまではほぼ事業者の判断にゆだねられていました。

新しい改正（法66-4）では選任している産業医による医学上の見地からなる意見を聴取せねばならないことになっています。産業医は健康診断のデータを基に、本人の職場における労働の実態も勘案して次の就業区分のどれにあたるかを判断します。即ち(1)通常勤務を続けてよい(2)就業制限を要す(3)要休業の三種です。

(2)の就業制限は例えば残業時間の制限、宿日直や心身に負担の大きい仕事の制限、配置転換などが内容になります。

事業者は産業医の意見をもとに、あるいは連携をして、必ず当の労働者の考えも聴いて決定しなければなりません。なぜならば就業制限などにより給与等に不利益が生じる場合があるからです。（法66-5）

このようにしてやっと就業上の措置すなわち上記の三区分のどれにするかが決定さ

れるわけです。この決定は本人には勿論のこと職場の管理監督者や産業医にも周知させねばなりません。

産業医がない場合には

これまで述べてきましたように、健康診断の事後措置には産業医の行う専門医としての意見が欠かせません。また産業医は職場の作業管理と作業環境管理に関してもあるいは職場の衛生委員会にも医学的見地から指導助言を述べることになっています。

50人以上の規模の企業職場は必ず産業医を選任することが義務付けられています。50人未満の産業医を選任していない職場では地域産業保健センターに依頼して所属産業医のサービスを受けることができます。

高知県では高知市および安芸市と須崎市と中村市にあります。また保健師も所属していますので健康診断のあと保健指導が必要と判断された労働者に対して保健指導を依頼することができます。

終わりに

現今ではまだ不況の影響も残っていて、リストラなどという言葉もまだ生々しい響きがありますが、このようなことはほんの一時期の現象にすぎません。人口の年齢別構造をみれば一大労働力不足の時代はもう目の前にきています。はやくも2007年にはいわゆる団塊といわれた世代が60歳を迎えることとなりますが、この年15歳を迎える世代は約三分の二しかいません。改めて述べますが労働者の健康を守り、労働力の損耗を防ぐことが今ほど切実に必要な時はありません。（高知検診クリニック院長）

産業看護の現場から

全国土木建築国民健康保険組合
四国事務所 保健師 山崎 恵子

全国土木建築国民健康保険組合は土木建築事業の方々のための保険組合で、全国に8つの地方事務所がおかれています。四国四県を管轄する四国事務所は高松にあります。被保険者は全国で約58万人の大所帯です。四国で2万9千人、高知県では約9千人（80事業所）で、保健事業としての保健指導を担う保健師が2名います。広範囲で、対象者が多く、作業現場は工事完成すると移動もあります。そのような状況での保健師活動は限られますが、健康管理にお役に立てるようにと頑張っています。高知県には毎月2～4日はお伺いしています。

主な活動内容

各事業所に訪問して人間ドックや生活習慣病健診の健診結果に基づく健康相談、健康づくり講習会の開催、健康だよりの発刊等の広報活動、健康教育等を行っています。

今年度の保健師活動重点項目は糖尿病予防と喫煙対策です。特に、糖尿病は近年急増しており、早い段階で理解がはかれるよう、中長期的に取り上げています。喫煙対策は、肺の生活習慣病ともいわれるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の理解を高めると共に、職場での完全分煙をはかるよう取り組んでいます。

高知県では健康づくり講習会として、調理講習会「知って得するカロリーカット術」や喫煙の健康教室「たばこによる健康拉致、救出作戦」（スパイロメーターで一秒率も測定）を開催いたしました。

「いつかしよう」から「今できることから始めよう」のお手伝い

私たちの活動は、各種健診結果に基づく健康相談が大きな位置をしめています。健診を受けた方が指摘された所見に対して生活習慣改善をはかり、健康づくりへの一歩を踏み出せるようお手伝いをしています。

それぞれは長年の生活習慣をもち、家庭や職場で役割を担い一日24時間のリズムをもって生活しています。生活習慣を変えることは容易ではありません。健康相談では健診結果を正しく理解して「すべきこと」「したいこと」「できること」を見つめていただき、その中から「今できること」さがしをしていくよう心がけています。

健康相談をきっかけに見事に糖尿病予備軍からの脱却をはかった方がいらっしゃいます。その方は人間ドックを受ける度に境界型糖尿病と注意され、減量すれば改善できますと説明され、「いつか体重さえ落とせば治る」と受けとめ、対策を先のばしにしていました。健康相談では、インスリン分泌遅れ→食後高血糖→臍臓への負担→インスリン分泌不足の『糖毒性』と内臓脂肪→インスリン抵抗性→高インスリン血症→内臓脂肪蓄積促進の『内臓脂肪』の悪循環をお話しました。しっかり耳を傾け、デフレスパイラルならぬ高血糖スパイラルで悪化し、本物の糖尿病へとすすんでいくことを理解していただきました。食後高血糖をおさえるために『食事は野菜料理から箸を

つける・食後少しでも歩く・油料理は少なく」の3点を自己決定され、「いつか体重を落とそう」から「今できること」の行動が、その日の昼食から始まりました。3ヶ月後、体重減少と更なる意欲を文書で報告くださっています。多くの対象者に、限られた機会しかお会いできないからこそ、“今できる目先の小さな実行”への動機づけを大切に活動しています。

職場環境をより快適に変えていくのも、生活習慣改善と同様に「今できること」から一歩踏み出すことが必要です。昨年、健康増進法で受動喫煙が初めて法律に登場し、もれない・こもらない分煙ガイドラインも出されています。喫煙対策で見事な成果を出された事業所をご紹介します。この事業所は玄関横の駐車場スペースの一画をついたで仕切り、椅子と灰皿、観葉植物を置き屋外に喫煙所を設けました。「今できること」からの完全分煙実践です。思わぬ効果もついてきています。1日60本の重喫煙者が席を空けられないため10本に節煙、禁煙者も続出です。K社の総務部長さんの「今できること」の実行力に完全脱帽です。



保健師 山崎さん 保健師 久保さん

ご協力に深謝

私どもの高知県での保健師活動は多くの皆様に支えられています。

特に、高知産業保健推進センターには体内脂肪率・骨密度測定機材の貸し出しをはじめ、様々な情報をいただく等お世話になっています。地元でない私どもにとって心強い拠点があることは本当にありがたいです。

また、健診実施機関の方々にも、ご協力をいただいています。検診車による健診の機会をとらえた保健指導では、現場が散在するために会えない多くの方々にお話をする事ができます。健診の流れの最後に保健師の保健指導コーナーを設けてくださる等いつも気持ちよくご配慮くださっています。

今後も連携をとらせていただきながら、よりよい活動をめざします。どうぞよろしく！お願いいたします。



中村地域 産業保健センター だより

コーディネーター

松田 外萬治



はじめにセンターの 活動状況について

当センターは高知県の西部に位置し中村労働基準監督署の管内で、中村市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡大月町、大方町、佐賀町、大正町、三原村、西土佐村、十和村からなる3市4町3村を管轄区域として区域内の小規模事業場（労働者50人未満）で働く事業主及び労働者を対象に産業保健サービスの提供を目的として高知労働局と幡多医師会が委託事業契約を締結し平成8年に医師会内に事務所を置き活動を開始し今年で8年目を迎えました。

またセンターの事業運営につきましては、幡多医師会、中村労働基準監督署、中村労働基準協会のメンバーで構成する運営協議会で審議され実施いたしております。

現在幡多医師会での日本医師会認定産業医の数は17名で当センターの登録産業医として事業活動に協力をいただいております。

当センターの主な業務は、(1)健康相談窓口の開設、(2)個別訪問産業保健指導、(3)産業保健情報の提供であります。

(1) 健康相談窓口の開設

センターの開設当初は定期的に毎月第3木曜日の午後2時から4時までを相談時間として来訪者を待って対応していましたが全く相談者がなく開店休業の状態が続きました。

平成13年度より定期の相談窓口のほか、移動による相談窓口を開設することとしてそれも出来るだけ利用者の利便を考慮して個別訪問指導と連携させ窓口相談も同時に開設することにより利用者の増加につなげたいと考え訪問指導の申

込を受けたら実施日の前に私が事前調査に参りまして相談窓口の開設場所、日時を決定し近隣の2~3の事業場に参加を呼びかけ実施しておりますが、それでもなお利用者が少ないというのが現状であります。

(2) 個別訪問産業保健指導

事業場からの申込によって労働者に対して産業医による健康相談や健康保持増進のための健康講話等を行い又希望があれば職場の巡視等も行うことにしています。

(3) 産業保健情報の提供

(イ) 説明会の開催

労働基準監督署、労働基準協会の主催する全国安全週間や全国労働衛生週間等の準備説明会等に参加しセンターの事業の内容について説明し又個別訪問指導事業場等にて説明会を行っております。又平成15年度から幡多保健所も共同参加し喫煙による健康障害についての実演及び機器等の展示等も行い広報活動を行いました。

(ロ) 事業場訪問による広報

個別に事業場を訪問してセンター事業についての説明を行い又広報用のパンフレット・リーフレット等を配付して事業への参加を呼びかけております。

平成15年度の事業実績は以下の通りです。

(1) 健康相談窓口の開設

20回 115名

(2) 個別訪問産業保健指導

10回 328名

(3) 産業保健情報の提供

(イ) 説明会

15回 544名

(ロ) 事業場訪問広報

134事業場

現状における課題

- (1) 現時点で登録産業医が不足していること
- (2) 事業主及び労働者自身が健康管理についての意識の不足
- (3) 広報活動の一層の強化

以上の通り現況についてご説明申し上げます。

今後とも監督署、基準協会、幡多保健所、商工団体等のご協力をいただきながら一層努力してまいりますので皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。



平成16年9月13日全国労働衛生週間の説明会場にて山本洋先生より熱中症の予防とその対策について講演が行われた。

産業保健活動のご紹介

当センターが発行している情報誌(平成16年1月号)のアンケートに「産業保健に関わる各専門職の方々の活動を紹介してほしい。」とのご要望がありましたので、今号では高知県産業保健研究会をご紹介します。

高知県産業保健研究会は、高知県内の企業・健診機関・病院・公的機関などで労働者の健康管理に携わる保健師、看護師等の産業保健スタッフによって構成(会員数約40人)

され、産業保健活動の実践能力の向上のため、研修会、情報交換など自主的な活動を行なっています。



本年度は研修会を3回実施しており、「喫煙問題」、「産業現場でのメンタルヘルス」のテーマでそれぞれの分野で活躍されている先生を講師として招いております。

お問い合わせは

㈱高知大丸 保健室 榎本さんまで

Tel 088-825-2188 Fax 088-825-1866

海外赴任者の感染症の予防

高知県衛生研究所

海外における感染症予防の注意点

海外においてはさまざまな疾患に感染する危険が待ち受けています。海外赴任者は出発の際、必要なワクチンを受け、抗マラリア剤、下痢止め、解熱剤などの携行薬を準備するのですが、多くの人はこれで準備が万全だと勘違いしてしまうようです。その結果思いもかけない病気に罹ってしまうケースも沢山あるようです。これらの病気は海外滞在中の心構えや簡単な工夫で防げるものが多く、海外赴任中の感染症予防という観点から留意点を述べます。

○飲料水

海外には、さまざまな病原体に汚染された水を飲料水として使用している国がたくさんあることを念頭に置いて下さい。この水は主要な病気（細菌性赤痢、腸チフス、コレラ、A型肝炎等）の感染源となります。一定水準のホテルに宿泊している限りは水の安全性はまず信頼できると思われますが、飲む前には十分な配慮が必要です。

滞在先で供給されている水の質が確かでないときは、必ず沸かしてから飲むようにします。このことは水割用の水や歯磨きの水においても同様です。

○食物と酒

海外滞在中、飲食物について行動上注意すべき点。

- ①飲料水には注意が必要ですが、ボトル入りの水、ビール、ワイン、熱いコーヒ、紅茶は通常安全です。
- ②その土地でつくられているチーズ、ヨーグルト、アイスクリームなどの乳製品は殺菌されていない牛乳からつくられていることが多いので注意して下さい。
- ③あらゆる肉食は十分に火を通し調理を行い、熱いうちに食べることを心がけて下さい。
- ④野菜も生野菜は避け、調理したものを食べる



ようにして下さい。

- ⑤果物やトマトは皮をむいてから食べて下さい。
- ⑥食べたり、調理する前には必ず石鹸ときれいな水で手を洗いましょう。便所に行った後は特に良く洗いましょう。
- ⑦疑わしいときは、食べたり、飲んだりしないようにしましょう。

○性行為感染症とAIDS

性行為感染症については、次の注意点を常に心に留めておくことが肝要です。

- ①不用意な性交渉に気を付ける。
- ②コンドームを使用する。
- ③酒は危険な性交渉を助長する。

旅行者は不用意な性交渉に及びがちであるが、世界中の多くの場所で性行為感染症は蔓延しています。また、その病気は薬剤耐性かもしれないことを忘れてはいけません。生涯にわたって禍根を残さないよう心がけましょう。

○昆虫媒介の感染症

カ、ハエ、マダニなど世界にはいろいろな吸血昆虫が生息しており、マラリア、リーシュマニア症、睡眠病、紅斑熱などの感染症を起こします。このような昆虫の生息している場所では少なくとも長袖長ズボンの準備が必要です。

海外赴任者のワクチン接種について

近年、中国をはじめ東南アジアなどへ進出する企業が増え、海外赴任者も増加の一途を辿っています。しかし、赴任者の感染症に対する予防意識は低く、約半数はワクチン接種を受けずに出国しているのが現状のようです。予防接種は特定の感染症に罹るのを防ぐために行われます。個人の健康を守ることはもちろんですが、感染症が社会全体に拡がること防ぐためでもあります。なぜ、ワクチン接種が必要であるのかを十分理解した上で、計画的にワクチン接種を受けてください。



海外赴任者への予防接種の原則

○余裕のある予防接種計画：ワクチン接種を計画的に行うためには時間的余裕が必要で、少なくとも2～3カ月、できればそれ以上の余裕を持って行う。

○赴任寸前のワクチン接種は避ける：赴任寸前のワクチン接種は万が一の副反応、あるいは予測できる反応（ワクチン接種による発熱、発疹など）などが、旅行中や滞在地に到着したばかりの不安定な状態には好ましくないため、できるだけ避けるのが望ましい。

○接種間隔と多種同時接種方式：わが国ではDPT以外は単独接種が原則であり、生ワクチン接種後、次のワクチンまでは4週間以上、不活化ワクチン接種後、1週間以上の間隔が定められている。これは生ワクチン同士による干渉作用や、副反応が生じた場合の原因追求をわかりやすくするなど主な理由です。

赴任前の時間に余裕のない場合などは黄熱とコレラワクチンの組み合わせを除き、多くのワクチンは多種同時接種方式を採用することが可能です。この場合は、医学的に通常問題のないことを本人または保護者に説明し、了解を得る必要がある。

○接種ワクチンの優先順位：現地であらかじめ接種を要求されているワクチン、例えば黄熱のように現地の状況により採用が決定されたもの

については、原則として受けなくてはなりません。少児に対しては、原則として6種類のEPIワクチン（麻疹、ポリオ、DPT、BCG）接種を最優先します。大人であっても、基本的なワクチンを接種していない場合は極力接種しておいたほうがよいと思われます。

○ワクチン接種方式の違い：ワクチン接種方式は国によってさまざまであり、日本方式がスタンダードというわけではありません。長期滞在者に関しては渡航後には現地で採用されている接種方式に切り替えるのが有利であると思われます。

○日本に帰国してのワクチン追加：渡航後に比較的長い一時帰国の機会がありそうな場合には、その時を利用して日本で追加ワクチン（日本脳炎、破傷風、A型肝炎、B型肝炎など）の接種を行うことも一考かと思われます。

●赴任地の健康情報調査：海外渡航が決まったら、派遣先での生活、医療などについて、分からないことや疑問に感じたことは自分で納得がいくまで調べましょう。日本人は感染症については温室育ちの面があります。免疫を持たない人が多いので、外国暮らしの際には些細な不注意で感染し、命に関わる場合があります。あなたと家族の健康を守るために、最新の情報を身につけ、対策を立てておく必要があります。

赴任地の健康情報入手先

- ・ 検疫所の海外渡航者のための感染症情報 <http://www.forth.go.jp/>
- ・ 外務省の在外公館医務官情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
- ・ 海外勤務健康センター研究情報部 <http://www3.johac.rofuku.go.jp/>



事業所紹介

(株)大陽四國セミテック

事業場概要

(株)大陽四國セミテックは香美郡香我美町徳王子に在り、半導体製造工程の業務受託、窒素ガスの製造等を行っています。

昭和60年12月に高知大陽セミコンダクターズ(株)として発足し、平成16年11月現在、約320名の従業員を抱える企業となっています。

工場は田畑に囲まれており、北部ではみかんの生産が盛んで「山北みかん」のブランドで知られています。



管理部 國廣課長

健康管理の体制について

きめ細かな衛生管理を行なうため総括安全衛生管理者のもと、部門ごとに衛生管理者各1名＝計6名とそれを統括する衛生管理者を選任し管理する体制となっています。

さらに、各部門の安全衛生委員が中心となって、それぞれの職場安全衛生委員会を毎月開催することで問題点を洗い出し、また問題が生じた場合はその都度開催し、早期に対策が取れる体制を整えています。また部門ごとの職場安全衛生委員会で解決できない問題や、会社全体へ周知する必要がある案件については全体の安全衛生委員会で検討することとしています。

産業医は会社の近くにある総合病院の先生に委嘱し、職場巡視などで職場環境の改善、作業の改善などのアドバイスをいただくようにしています。

年間安全衛生管理計画について

平成16年度は「新たな安全衛生文化の創造で めざせ！健康 快適 危険ゼロ」をスローガンとして掲げ、次の7項目からなる年間計画を策定し活動しています。

- ① 安全衛生管理体制の確立・強化
- ② 安全衛生教育訓練の充実
- ③ 健康診断の実施
- ④ 職場施設・環境整備
- ⑤ 機械設備等改善、ヒューマンエラー防止対策
- ⑥ 交通安全活動
- ⑦ 各種行事

作業環境管理の実施

有害業務については、労働安全衛生法に定める作業環境測定を定期に実施し、作業環境の悪化がないよう局所排気装置等の保守・点検を行うなど継続的管理を実施しています。



職場巡視について

災害を未然に防ぐこと、安全衛生に対する意識を向上させることを目的として毎週、部門ごとに管理者、安全衛生委員が中心となり職場巡視を実施しています。そしてさらに、毎月一回、総括安全衛生管理者以下各部署の管理者による職場巡視を実施しています。これは毎月巡視する部署を変えながら、整理整頓はもとより従業員の就業状況、作業状況にまで踏み込んで改善すべき点を洗い出しています。この巡視の指摘事項については、期限・担当を決め改善を実行し、翌月の巡視前にはその進捗状況をフォローしていきます。

資格取得の奨励について

従業員の各種免許、技能講習等の資格取得を奨励しており、資格を取得した場合は一定の基準により資格取得手当（上限があるが加算されてゆく。）が支給されるシステムをとっており、安全衛生に関する知識・技術の向上を図っています。

健康管理の状況

平成15年の一般定期健康診断結果による何らかの所見を有する者の割合は表のとおりです。

（単位未満四捨五入）

受診者数	血圧	肝機能	血中脂質	血糖検査	尿糖検査	その他	合計
318	3	18	6	9	11	18	65
割合	0.9%	5.7%	1.9%	2.8%	3.4%	5.7%	20.4%

この結果から、いわゆる生活習慣に関わる有所見者が目立ち、今後従業員の年齢が上がるにつれて増加する可能性を秘めています。

健診項目別に見ると、肝機能に関わる場所で有所見の割合が高く、産業医と連携を考え健康づくりに取り組んでいるところです。

有所見者への事後指導は、健診結果を各部門の上長及び衛生管理者から本人へ通知し、精査が必要な者に対しては、早めに再診を促すようにしております。しかし、有所見者本人の考え方もあり、なかなか徹底できないところが現在の悩みでもあります。

課題

当社においてもメンタルヘルス対策は見逃せない課題となってきました。週1回定期的にカウンセラーから相談を受けられる体制はありますが、全従業員への対策としてストレスへの気づき、ストレスへの対処法を身につけるよう社内研修を充実したく考えています。また、管理者による職場環境等の要因の把握とその対応などの研修を実施して、メンタルヘルス対策の向上に努めることとしています。

最後に

会社を支えているのは人であり、従業員の健康問題は会社にとって重要な課題のひとつであります。今後も引き続き従業員やその家族が安心できる職場、いきいきと働くことができる職場づくりを目指して参ります。

平成15年技術革新と 労働に関する実態調査結果

厚生労働省は平成15年度に実施した技術革新と労働に関する実態調査の結果を発表しました。

調査は、情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握する目的で5年ごとに実施されています。

約12,000事業所及び労働者約14,000人を対象に実施。有効回収率は事業所調査78.8%、労働者調査71.1%。

事業所調査

1 コンピュータ機器の使用状況

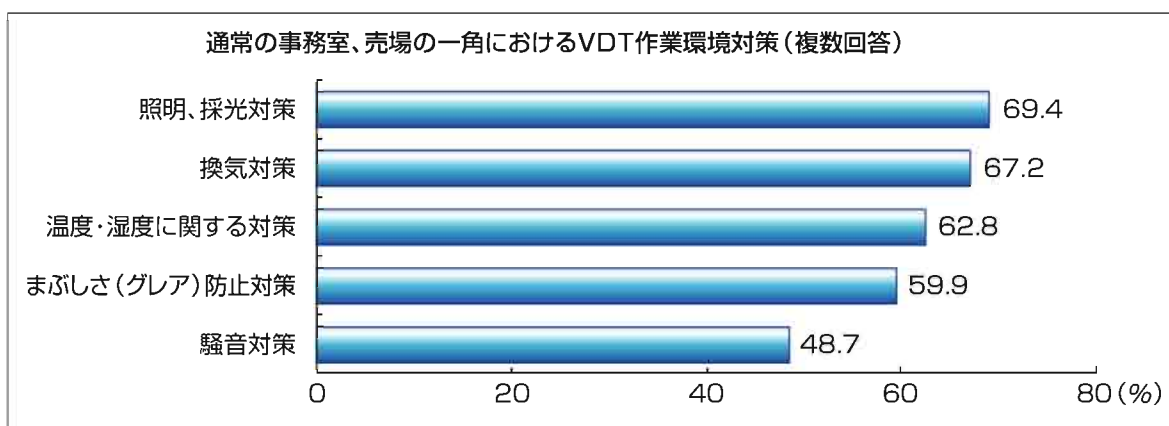
コンピュータ機器を使用している事業所の割合は96.3%、このうちインターネットに接続またはネットワーク化されている事業所の割合は88.4%となっている。また、事務・販売等部門労働者に対する設置台数については、事業所規模が30人以上の事業所では、「1人に1台以上設置している」とする割合が最も多くなっている。

2 衛生面に生じた問題

コンピュータ機器の使用にともない、「目の疲れを訴える者が増えた」と認識している事業所の割合は26.8%、「肩のこり等の身体的な疲労を訴える者が増えた」は19.4%、また、「精神的ストレスを訴える者が増えた」は6.5%であった。

3 VDT作業環境対策

通常の事務室、売場の一角において、VDT作業環境対策として「照明、採光対策」を実施している事業所の割合は、69.4%となっている。



4 VDT作業時間管理対策

VDT作業時間管理対策を実施している事業所の割合は11.1%であった。

5 VDT健康診断の実施状況

過去1年間にVDT健康診断を実施した事業所の割合は全体として12.9%で、事業所規模が小さいほど実施率は少なくなっているが、500人以上規模では4割を超えている。

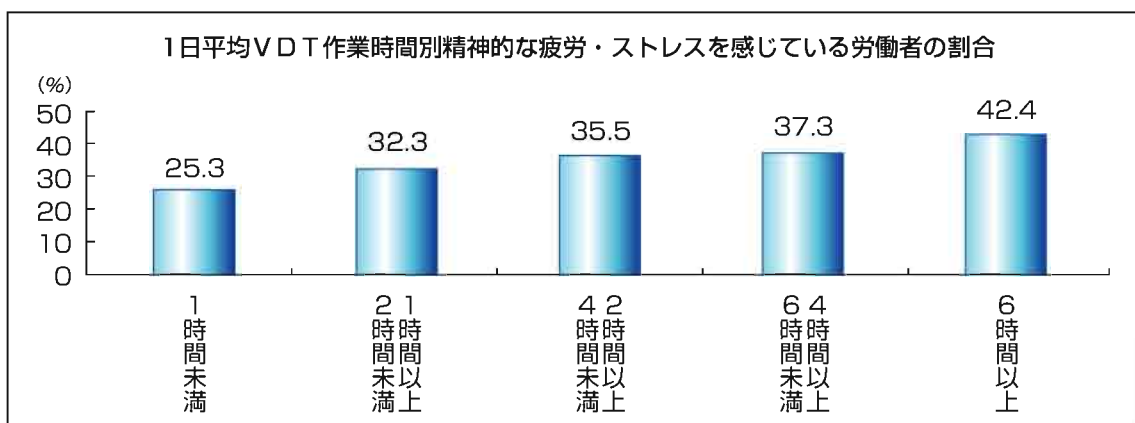
労働者調査

1 労働日1日当たりの平均VDT作業時間

1日当たりの平均VDT作業時間をみると、「1時間未満」17.7%、「1時間以上2時間未満」19.7%、「2時間以上4時間未満」25.1%、「4時間以上6時間未満」16.9%、「6時間以上」20.6%となっている。

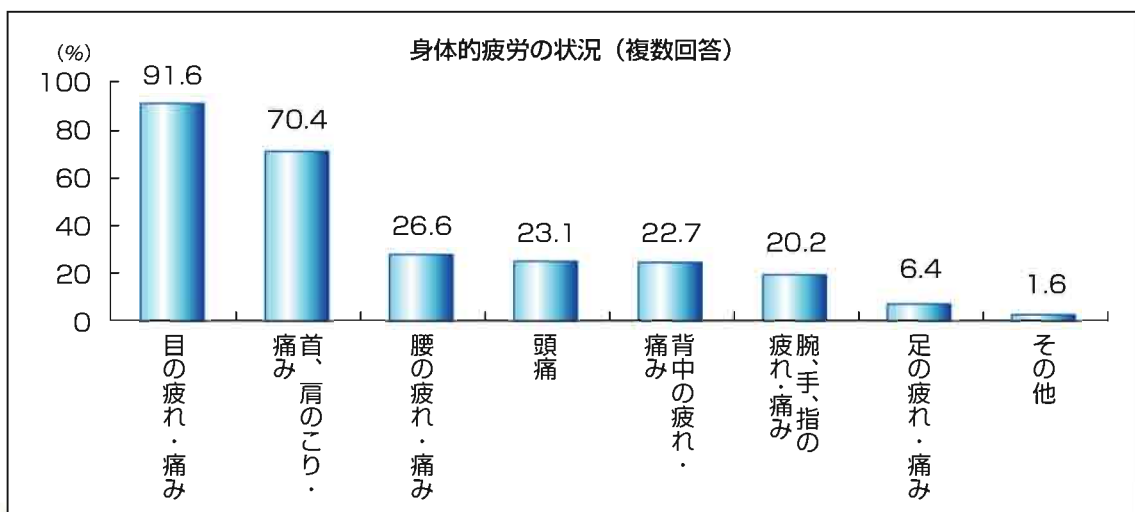
2 精神的な疲労・ストレスの状況

コンピュータ機器を使用することに対して精神的な疲労やストレスを感じている労働者の割合は34.8%で、1日あたりの平均VDT作業時間が長いほどその割合が多く、6時間以上では42.4%となっている。



3 身体的な疲労の状況

仕事でのVDT作業で、身体的な疲労、症状を感じている労働者の割合は78.0%で、そのうち「目の疲れ・痛みがある」とする労働者の割合が最も多く91.6%となっている。



4 教育の受講

VDT作業に関する適正な作業姿勢・作業時間、健康への影響等についての教育を「受けたことがある」とする労働者の割合は16.8%、「受けたことがない」とする労働者の割合は82.8%となっている。



産業安全衛生大会開催される

今回で第38回となる高知県産業安全衛生大会（主催：高知県労働災害防止団体協議会 溝渕正弘会長）が平成15年10月6日、県民文化ホールにおいて開催され、県内の安全衛生担当者、関係者約400人が参加しました。

大会では他の模範と認められる優良事業場及び安全衛生の水準の向上発展に貢献をした個人に対する表彰や特別講演などが行われました。

最後に、労使が一層協力して労働災害の大幅減少、とりわけ死亡災害の撲滅並びに健康の確保・保持増進のために、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組むことを誓い閉会しました。



平成16年度表彰のご紹介

大会において、表彰及び表彰披露された事業場等のうち、下記のとおりご紹介いたします。

厚生労働大臣賞

功績賞……………佐田末喜氏（中村労働基準協会会長、(社)高知県労働基準協会連合会副会長）

高知労働局長賞

優良賞……………株式会社大陽四國セミテック（健康確保対策）

奨励賞……………竹村産業株式会社（安全確保対策）

株式会社シンテック（安全確保対策）

功績賞……………入交英雄氏（高知労働基準協会会長、(社)高知県労働基準協会連合会副会長）

安全衛生推進賞……………武山政由氏（高知労働局チェーンソー取扱作業指導員）

中央労働災害防止協会

緑十字賞……………今久保正博氏（ミタニ建設工業株式会社取締役総務部長・安全環境対策室長、(社)高知県労働基準協会連合会安全部会委員）

高知県労働災害防止団体協議会長賞

優良賞 安全の部……………森精機器株式会社
三協建設株式会社
トンボブラザーズ株式会社
有限会社田中運送
岬陽運送有限会社

衛生の部……………総合警備保障株式会社高知支社
伊野紙株式会社高岡工場
功績賞……………山脇志郎氏（都築紡績株式会社高知工場）
山野上勝彦氏（株式会社生田組）

高知労働局雇用均等室よりお知らせ

雇用均等行政関係功労者 厚生労働大臣表彰

高知県内の母性健康管理指導を務めた本森良治氏が平成16年度厚生労働大臣表彰を受けました。

本森良治氏は、元高知県立中央病院副院長で現在宮地産婦人科副院長。母性健康管理指導医として昭和55年から24年間にわたって妊娠中及び出産後の働く女性の健康管理の改善・向上に尽力され、雇用均等行政の推進に果たした功績により表彰を受けたものです。

母性健康管理研修会のご案内

財団法人女性労働協会では各事業所に適した母性健康管理のあり方を理解していただくため、産業医、衛生管理者、保健師、看護師、機会均等推進責任者等の方を対象に下記のとおり母性健康管理研修会を開催することとしています。

日時 平成17年1月29日（土）13時30分～16時30分

場所 高知県医師会館（高知市鷹匠町2-1-36 電話 088-824-8366）

内容

- 管内の働く女性の現状、男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置、労働基準法における母性保護規定
講師 大西ふみ子 氏（高知労働局雇用均等室長）
- 母性保健の理念、妊娠中の症状等に対応する措置
講師 三木鈴 氏（高知労働局母性健康管理指導医、前国立高知病院産婦人科医長）
- 職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割
講師 甲田茂樹 氏（高知大学医学部看護学科地域看護学講座教授）

申込方法 FAXのみの受付です。 FAX番号 03-3456-4420

その他 参加費 無料 募集人員 100人

お問い合わせは

財団法人女性労働協会 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F
TEL03-3456-4410

高知県会場

【母性健康管理研修会】参加申込書

高知県医師会館

ふりがな 氏名		企業名 団体名等	
受講票 送付先 (連絡先)	住所	〒 都道府県	
	TEL	FAX	
該当する方に○ をつけて下さい	1 産業医・医師	1に○をつけた方	郡市区医師会名 医師会
	2 上記以外の 産業保健スタッフ	1 基礎研修会 2 生涯研修会	認定証番号 (認定産業医のみ)

本研修会は日本医師会認定産業医制度における産業医研修会として指定を受けており、受講された方は基礎後期研修3単位又は生涯更新研修1単位・専門研修2単位を取得できます。

産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成17年1月～5月までの間に開催するセミナーは次頁のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- 定員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)
- 場所 当センター研修室
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送又はFAXにより申し込みください。
- 高知産業保健推進センター
 電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151
 住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

産業保健セミナー受講申込書

事業場名				業種	
所在地				電話	
受講者	職名			職種(該当するものに○印をお願いします) ・衛生管理者 ・保健師 ・看護師 ・労務管理担当 ・産業保健機関 ・事業主 ・労働者 ・その他	
	お名前				
開催日			テーマ		
平成	年	月	日		
平成	年	月	日		
平成	年	月	日		
平成	年	月	日		
平成	年	月	日		

産業保健セミナー開催予定(1月～5月)

No.	開催日時	開催場所	テーマ・内容	講師
	平成17年1月14日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	VDT作業者の健康管理 作業姿勢、ディスプレイ画面の問題、作業時間を中心にお話しします。	鈴木秀吉氏 (当センター所長) ※講師が 変更になりました。
	平成17年1月21日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	現代生活と栄養 ライフステージ、ライフスタイル、ストレス、生体リズム、食欲などの観点からお話いたします。	川村美笑子氏 (高知女子大学生生活科学部教授、特別相談員)
	平成17年2月3日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	職場の花粉症対策 昨今の花粉症の増加は、仕事効率の低下を引き起こし、労働衛生上の大きな問題です。対症療法や免疫療法はもとより効果的なマスクの選び方を実践します。	中村裕之氏 (高知大学医学部教授、特別相談員)
	平成17年2月17日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	からだと心のリラックス 疲れを訴える方が多くなりました。ストレッチ、自律訓練法ほかにも…ご紹介いたします。	五十嵐恵子氏 (高知県総合保健協会保健業務課長、基幹相談員)
	平成17年3月4日(金) 14時～15時30分	当センター 研修室	不眠の正しい考え方と対策 不眠の原因、仕事への影響、寝酒の問題、健康との関連、不眠への対応などについて説明します。	伊藤高氏 (いとうクリニック院長、基幹相談員)
	平成17年3月17日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	健康と運動 健康と食事、有酸素運動、運動と脈拍などを中心にお話しします。	森岡茂治氏 (こんどうクリニック院長、基幹相談員)
1	平成17年4月13日(水) 15時～16時30分	当センター 研修室	過重労働による健康障害防止対策 過重労働による健康障害防止対策の理解を深めるため、厚生労働省の指針の解説、背景、医学的意義等の説明をします。	坪崎英治氏 (高知検診クリニック院長、基幹相談員)
2	平成17年4月21日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	労働安全衛生マネジメントシステムについて 近年、職場で安全・衛生を達成するため労働安全衛生マネジメントシステムが脚光を浴びています。労働安全衛生マネジメントシステムについて概要をご説明します。	門田義彦氏 (門田労働衛生コンサルタント事務所所長、基幹相談員)
3	平成17年5月12日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	作業環境測定基準と評価基準 特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示のポイントを解説します。	中西淳一氏 (東洋電化工業(株)分析センター所長、基幹相談員)
4	平成17年5月26日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	熱中症を予防する 熱中症については、よく知っているように感じられますが、さて、あなたは、熱中症について、また、その原因や予防、対処法を知っていますでしょうか。	甲田茂樹氏 (高知大学医学部教授、基幹相談員)

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成17年1月～5月下記のとおり産業医学研修会を開催いたしますので、受講をご希望される先生につきましては下記申込書にご記入のうえ当センターにファクスによりお申込下さい。

◆概要

会 場 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室
No15のみ高知市本町5丁目6-42 高知会館3階会議室(飛鳥)

定 員 30人

申込期限 開催日の10日前

受講料 無料です。

申 込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにより申し込みください。
申込先 高知産業保健推進センター
電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151
住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

番号	日 時	研修内容・講師(予定)	単位(申請中)
No12	1月19日(水) 14時30分～16時30分	産業医のためのメンタルヘルス 講師 山本 晴義 氏 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長	生涯専門・2単位
No13	2月16日(水) 14時30分～16時30分	振動障害における診断に当たっての問題点及び当院の治療成績について 講師 那須 吉郎 氏 山陰労災病院 整形外科部長・振動障害センター長	生涯専門・2単位
No14	3月16日(水) 14時30分～16時30分	働く人のメンタルヘルス 講師 川上 憲人 氏 岡山大学大学院教授	生涯専門・2単位
No10	3月24日(木) 14時30分～16時30分	化学物質取扱いによる健康障害事例と最近の傾向 講師 原 一郎 氏 関西医科大学名誉教授	生涯専門・2単位
No15	2月27日(日) 13時～17時	主として精神科医、心療内科医の先生を対象とした精神科医等のための産業保健研修 講師 鈴木 秀吉 氏 高知産業保健推進センター所長 伊藤 高 氏 高知産業保健推進センター相談員 山本 秋廣 氏 高知産業保健推進センター相談員	基礎後期・4単位 又は生涯更新・ 1単位、専門・3 単位
No 1	4月14日(木) 14時30分～16時30分	有機溶剤の毒性に関わる遺伝子-最近における有機溶剤研究のトピックス 講師 中村 裕之 氏 高知大学医学部教授	生涯専門・2単位
No 2	5月24日(木) 14時30分～16時30分	最近の労働衛生行政の展開と産業医の役割 講師 鈴木 秀吉 氏 高知産業保健推進センター所長	生涯専門・2単位

産業医学研修会申込書

受講者氏名				連絡先電話番号			
受講票 送付先	住所 〒						
	名称等						
	※送付先が勤務場所の場合、勤務先の名称及び部、課等の記入をお願いいたします。						
産業医認定番号				資格更新期限	年	月	
受講希望	番 号	開 催 日					
	No	平 成	年	月	日		
	No	平 成	年	月	日		
	No	平 成	年	月	日		



地域産業保健センターのご案内



労働者50人未満の事業場では、経済的問題などの理由で、事業場として医師と契約して、労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健サービスを働いている人達に提供することが十分でない状況にあります。

このため、このような事業場で働く人達に対する産業保健サービスを充実する目的で、「地域産業保健センター」を設置しています。

高知県エリアマップ

ご利用は **無料** です!

健康相談窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる。
- 健康のため、日頃からどんなことに気をつけたいか。
- 従業員の健康管理はどうすればよいか。
- 最近、気分がすくれない。

などについて医師・保健師などがアドバイスします。

産業保健情報の提供

- 日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の情報を提供します。

事業場の訪問

- ご希望により事業場を訪問し、健康管理・作業環境改善の方法等のアドバイスを行います。

高知県内の地域産業保健センター

※所在地と相談窓口の開設場所が異なる場合がありますので、あらかじめ電話で確認の上、ご相談下さい。

センター名	所在地	TEL&FAX
高知 地域産業保健センター	〒780-8037 高知市城山町207-6 (高知医師協同組合内) 月、水、金曜日、第1・第4土曜日、第2・第4日曜日、第3・第4木曜日 (10時～16時、月曜のみ19時まで)	TEL/088-833-1248 FAX/兼用 コーディネーター 小松
須崎 地域産業保健センター	〒785-0011 須崎市東糺町5-10 (高岡郡医師会館内) 月、水、金曜日 (10時～16時)	TEL/0889-42-2901 FAX/兼用 コーディネーター 市川
中村 地域産業保健センター	〒787-0015 中村市右山字明治383-8 (幡多医師会館内) 火、水、木曜日 (10時～16時)	TEL/0880-34-4643 FAX/兼用 コーディネーター 松田
安芸・香美 地域産業保健センター	〒784-0022 安芸市庄之芝町1-46 (安芸郡医師会内) 火、水、木曜日 (10時～16時)	TEL/0887-35-3526 FAX/兼用 コーディネーター 橋本

●高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。

深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内



深夜も頑張る あなたが、 明日も元気で いられるように。

深夜業務の方のための
助成金があります。

ご存じですか？健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生涯がんばられるのは、元気な身体があつてこそ。深夜労働は、屋間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

◆支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時に
かかる方も含まれます

① 常時使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

◆助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の
3/4に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにもご利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

厚生労働省・ 独立行政法人労働者健康福祉機構
www.rofuku.go.jp

**職場の
かかりつけ医が
いると
安心**です。

**小規模事業場(50人未満)が
共同して産業医を選任すると
助成金が支給**されます。
産業医共同選任事業
(小規模事業場 産業保健活動 支援促進助成金)

都道府県産業保健推進センター
厚生労働省・独立行政法人労働者健康福祉機構

産業医共同選任事業

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金)

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、その医師の行なう職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、従業員の健康管理等を促進することを奨励するための助成金です。

申請要件

- ① 2以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。
- ② 以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり表のとおりで、事業

場の規模に応じて支給します。支給期間は3カ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

申請先

高知産業保健推進センター
高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階
☎826-6155

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

編集後記

お正月休みでのんびりしたのも束の間、忙しい日々を送っていらっしゃると思います。

当センターでは、ホームページからのセミナー申込、図書・ビデオの検索・利用申込など利便性を向上するため、リニューアルいたしましたがいかがでしょうか。

当センターとしましては、ご利用いただく皆様の立場に立って事業を推進することに努めてまいりますの

で、研修の内容、情報誌の記事、図書・ビデオの整備などに関しましてもご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これから寒さが一段と厳しくなりますが、風邪などで体調を崩さないようご自身の健康管理もお気をつけください。(副所長)

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用教材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



RESEARCH

助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。
◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金（費用の3/4、上限7,500円）を支給します。



SUBSIDY



ご利用いただける日時

休日も除く毎日 AM9:00～PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-8155代 FAX088-826-8151

■ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

■Eメール

info@kochisanpo.jp